

## 公 示 送 達 書

地方税法第20条の2の規定により、次の者の書類を公示送達します。  
なお、これらの送達すべき書類は香川県綾歌郡綾川町長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和8年6月18日

香川県綾歌郡綾川町長 前田 武俊



氏 名	書 類	公示理由
三好 和人	配当計算書(謄本)	所在不明
三好 和人	充当のお知らせ	所在不明

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。